機能性表示食品届出資料事前点検に関する同意書

公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「協会」という。）が実施する機能性表示食品届出資料事前点検（以下「本事前点検」という。）に関し、下記の内容について同意します。

記

1. 協会による本事前点検は、届出資料の形式のみを確認するものである。従って、本事前点検は、届出資料の届出について消費者庁による受理を保証するものではない。
2. 本事前点検は、点検を実施した時点において協会が作成した事前点検用チェックリスト（以下「本チェックリスト」という。）を用いて実施されるが、下記第５項に挙げた理由等により、消費者庁において不備が指摘された場合、協会は責任を負うものではない。
3. 本事前点検の結果、本チェックリストに記載された項目のうち、届出資料に適用される全ての項目に不備が認められなかった場合に、協会は「機能性表示食品届出資料事前点検完了証」（以下「完了証」という。）を発行する。
4. 届出資料の消費者庁への届出にあたっては、本事前点検によって確認された届出資料に忠実に届出データベースに入力（添付資料の添付を含む）を行い、完了証を別紙様式2の後ろに結合させて一つのpdfファイルに編集したのち、届出食品基本情報（別紙様式1）の「チェックリスト（非公開）」の項目に添付する。また、同様式の最後、「（事業者団体等の確認を経た届出である場合）確認を行った事業者団体などの名称」の項目に「公益財団法人 日本健康・栄養食品協会」と入力する。
5. 本事前点検後に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」、「機能性表示食品に関する質疑応答集」等の改訂や消費者庁からの事務連絡の発出等を含め、何等かの理由で届出資料の記載内容が変更された場合、完了証は無効となる。
6. 届出資料は、本事前点検終了後に1部を返却する。

以上

年 月 日

（住 所）

（会社名）

（役職・氏名） 印